

家庭ごみ処理有料化に向けた 基本的考え方

令和6年12月20日

会津若松市

目 次

I. はじめに	1
II. ごみ減量の経過	
1 令和5年度までの状況	1
2 ごみ緊急事態宣言の取組	2
3 ごみ緊急事態宣言の結果	3
III. 有料化導入の必要性	4
IV. 有料化の基本的考え方	
1 制度の概要	6
2 導入目的と期待する効果	6
3 目指す本市の将来像	6
4 導入時期	7
5 ごみの排出方法	7
6 指定ごみ袋等への記名協力	9
7 手数料水準と考え方.....	10
8 手数料の減免	14
9 手数料の使途	15
10 制度の開始に向けて検討する事項	15
V. スケジュール	16

I. はじめに

本書は、家庭ごみ処理有料化に向けた本市のごみ減量の経過、有料化導入の必要性、有料化の基本的考え方、スケジュールを取りまとめたものであり、広く市民・事業者の皆様の意見を伺いながら制度内容を「家庭ごみ処理有料化実施方針」として策定しようとするものです。

II. ごみ減量の経過

1 令和5年度までの状況

ごみの減量は、持続可能なごみ処理体制を維持することや、未来を担う次の世代に住みよい環境を引き継ぐために必要ですが、令和4年度の国の一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、本市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量は、全国同規模232自治体※の中でワースト4位という状況にあり、速やかに解決すべき市政の大きな課題です。

特に、衛生的な生活環境や安定した事業活動を維持するためには、新ごみ焼却施設の処理能力に合わせて、令和8年3月までに、燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トンまで減量することが必要になります。

令和5年度燃やせるごみ排出量は1日あたり98.2トンで、前年度の104.2トンから6.0トン・5.8%の減少となり、令和2年度から4年連続で減少させることができましたが、目標達成には、令和8年3月までに、更に16.1トン・16.4%の減少が必要な非常に厳しい状況にあります。

※ 人口10万人以上50万人未満の市町村

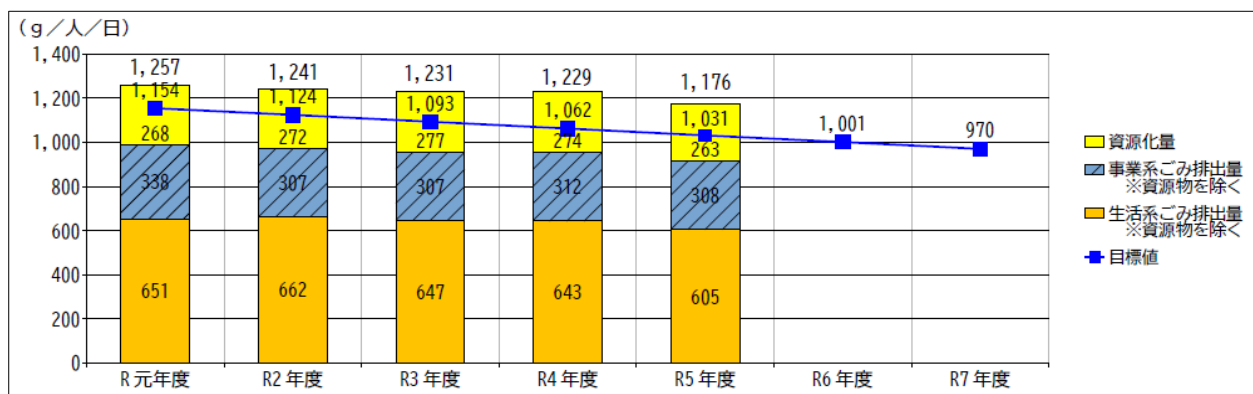


図1 1人1日あたりのごみ排出量

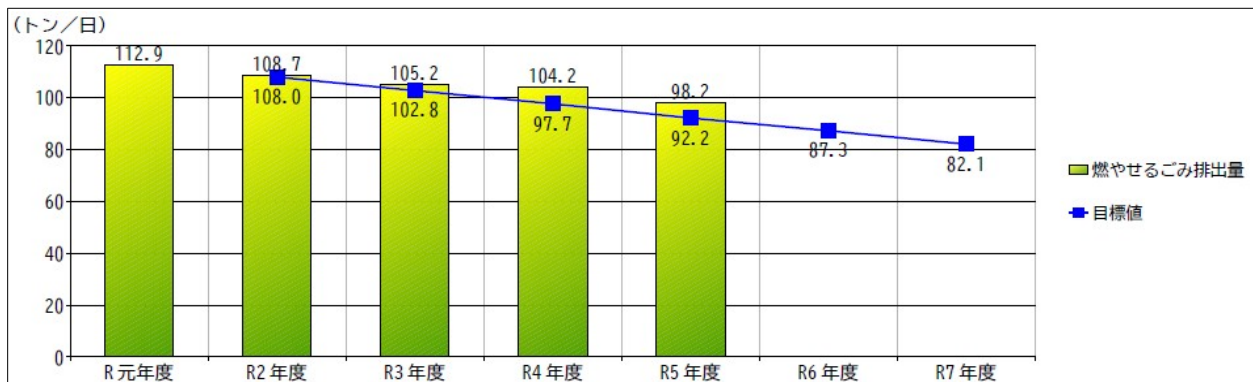


図2 1日あたりの燃やせるごみ排出量

2 ごみ緊急事態宣言の取組

燃やせるごみ排出量の目標達成は、市民・事業者の皆様との危機意識の共有と、生ごみへの重点的な対策と分別の徹底により可能であるとの考えから、令和6年5月20日、「ごみ緊急事態宣言」を発しました。

宣言では、6月から11月までの6か月間を緊急減量期間、9月から11月までの3か月間を集計期間として、燃やせるごみの前年比12%以上の削減を目標とするとともに、達成できない場合には、ごみ処理有料化を導入せざるを得ないとの考えを示しました。

目標達成に向けて、市民の皆様には、家庭での「生ごみの減量」「リユース」「古紙・プラスチック製容器包装、古着のリサイクル」を、事業者の皆様には「古紙のリサイクル」「食品ロス対策」の「5つの行動」をお願いするとともに、市においては、街頭での呼びかけや、ごみステーションでの立会い・排出説明、タウンミーティングや地域座談会の開催、事業者団体合会での講演、ガイドブックの全戸配布、テレビ・新聞報道など、これまでにない規模・頻度で、ごみの分別と減量の周知啓発を行いました。

表1 ごみ分別・減量に向けた市の取組

区分	概要
周知・意識啓発	1 ごみ緊急事態宣言の周知 (1) 市長による街頭呼びかけ（4日間10か所1,275名） (2) ポスターの掲示（公共施設・食品スーパー45か所） (3) タウンミーティングの開催（来場者約80名） 2 市ホームページ（閲覧数6,324回） 3 地域座談会・ミニサロン等の出前講座の開催（47回1,124名） 4 ごみ減量ガイドブック「ごみ減量10の掟」全戸配布（50,848世帯） 5 インスタグラム等での情報発信（記事14件） 6 ごみステーション立会い・排出説明（2か月間140町内会682名） 7 学習教材「会津若松市のごみ」の公開（閲覧数365）
3Rの推進	1 キエーロ普及拡大 (1) ごみ減量シンポジウム開催（146名） (2) 地域座談会・ミニサロン開催（再掲） (3) キエーロ学習会の開催（夏休み2日間2回66名） 2 リユースサイト「おいくら」（依頼件数141件、取扱309点） 3 民間事業者との連携 (1) ホームセンターのキエーロ特設コーナー設置（3店） (2) キエーロ既製品の供給体制構築（2社） (3) 資源物回収スポットマップ公開・募集（※R6.11.26）
事業系ごみ対策	1 排出事業所訪問（5社） 2 環境センターと連携した搬入検査（5回） 3 事業者向け講演（8回180名）

3 ごみ緊急事態宣言の結果

ごみ緊急事態宣言の取組により、出前講座のお申込みや、ごみ減量方法の提案・問い合わせが多く寄せられたほか、ホームセンターにもキエーロ特設コーナーが設置され、さらには、アンケートの速報値でもごみ緊急事態宣言の認知が8割以上になるなど、市民・事業者の皆様には、高い関心をお持ちいただけたと受け止めております。

しかしながら、燃やせるごみの削減状況は、5月8.5%減、6月15.3%減など大きく減少した月もあり、また、集計期間においても、9月4.8%減、10月6.2%減、11月7.4%減と減少幅が徐々に増加したものの、3か月累計の結果は6.1%の削減となり、残念ながら目標であった12%以上の削減を達成するまでには至りませんでした。

表2 「ごみ緊急事態宣言」の目標

目 標	緊急減量の集計期間（令和6年9月～11月）	令和5年度比 12%以上の削減
	最終目標（令和8年3月）	令和5年度比 16.4%以上の削減

表3 燃やせるごみ排出量の結果（前年比）

月	各月	直近3か月の累計
4	+11.7%	—
5	−8.5%	—
6	−15.3%	−4.7%
7	+1.9%	−7.4%
8	−5.1%	−6.2%
9	−4.8%	−2.6%
10	−6.2%	−5.4%
11	−7.4%	−6.1%

Ⅲ. 有料化導入の必要性

- (1) 「ごみ緊急事態宣言」による燃やせるごみ6.1%の削減から、今後の燃やせるごみ排出量を推計すると1日あたり92.2トン※となり、新ごみ焼却施設の本市排出割当量82.1トンを1日あたり10.1トン超過し、年間では約3,700トンが処理できない見込みとなります。

燃やせるごみがこのまま減らない場合、新ごみ焼却施設での処理が追いつかず、生ごみを含む燃やせるごみが回収できなくなることで、生活環境や事業活動に著しい影響が生じるだけでなく、「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現や、住みよい地域環境を次の世代に引き継ぐことも難しくなります。このような事態を防ぐために、燃やせるごみの減量は、新ごみ焼却施設の稼働に合わせて達成する必要があります。

※ 令和5年度1日あたりの燃やせるごみ排出量 $98.2 \text{ トン} \times (1 - 6.1\%) = 92.2098 \text{ トン}$

- (2) ごみ緊急事態宣言では、ごみの分別と減量について、これまでにない規模・頻度で周知啓発を行うことができ、市民・事業者の皆様の高い関心をお持ちいただいた一方で、全ての皆様による取組とすることは出来なかったと考えています。

このため、ごみの分別と減量を全ての市民の皆様の取組としていただく制度として、全国約6割の自治体が導入し、ごみ削減効果が確認されている「家庭ごみ処理有料化」を、令和8年4月から本市へ導入することが必要と判断しました。

- (3) 指定ごみ袋等の購入を通してごみ処理手数料を負担いただく「家庭ごみ処理有料化」の導入により、ごみ排出量に応じた負担の公平性を確保し、ごみの分別と減量への関心を高め、ごみ排出抑制と再生利用の推進を図ってまいります。

そして、ごみの分別と減量を、全ての市民の皆様による継続的な取組としていくことにより、持続可能なごみ処理体制の構築と「ゼロカーボンシティ会津若松」を実現し、次の世代に住みよい環境を引き継いでまいります。

表4 家庭ごみ処理有料化の実施率（2024年6月現在）

区分	全国			福島県		
	自治体数	有料化実施済	有料化実施率	自治体数	有料化実施済	有料化実施率
市・区	815	486	60%	13	2	15%
町	743	541	73%	31	16	52%
村	183	121	66%	15	9	60%
合計	1,741	1,148	66%	59	27	46%

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「全国市区町村の有料化実施率（2024年6月現在）」を基に作成

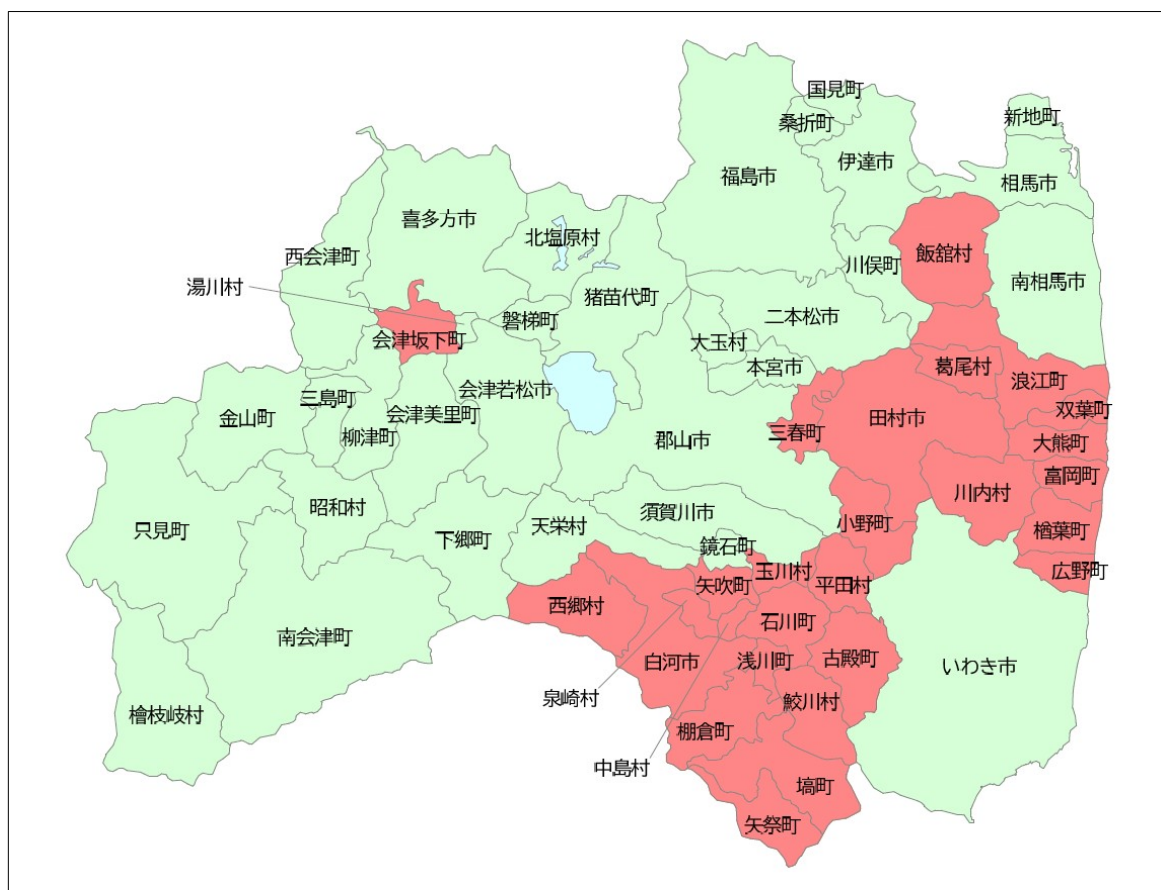


図3 福島県内家庭ごみ処理有料化実施市町村分布図（2024年12月現在）

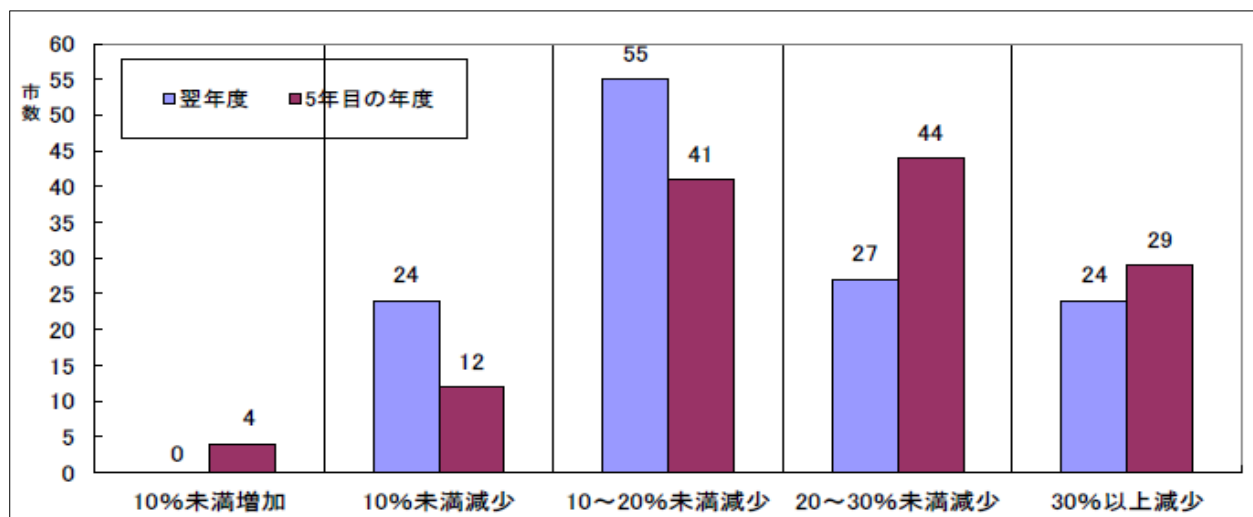


図4 有料化導入後の処分ごみ減量効果（N=130）

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「有料化導入後の可・不・粗ごみの減量効果」を改題

※ 処分ごみ = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ

表5 県内の家庭ごみ処理有料化実施・未実施市町村のごみ排出量比較（令和4年度）

項目	有料化していない32市町村の平均（A）	有料化済み27市町村の平均（B）	差（B－A）
生活系ごみ排出量	760 g/人日	564 g/人日	▲196g（▲25.8%）

IV. 有料化の基本的考え方

1 概要

ごみ処理有料化とは、ごみ処理に要する経費の一部を、受益者であるごみ排出者に、手数料として負担してもらう制度です。一般的に、ごみ排出者は市町村が小売店等を通して販売する指定ごみ袋等の購入により手数料を負担し、ごみを排出します。

2 導入目的と期待する効果

本市では、以下の目的と効果を期待して家庭ごみ処理有料化の導入を目指します。

(1) 意識と行動の変化

手数料を負担することで、ごみ排出への課題認識が生まれ、ごみ減量への関心が高まるなど意識の変化につながります。関心が高まることで行動が変化し、継続的なごみ削減の取組が推進されます。

(2) 排出抑制や再生利用の推進

手数料負担を抑えようとする意識が生まれることで、ごみ排出量の抑制やごみ分別・再生利用が推進されます。

(3) 公平性の確保

排出量に応じた手数料の負担となることで、費用負担の公平性が確保されます。

3 目指す本市の将来像

有料化導入により、本市は以下の将来像の実現を目指します。

(1) 持続可能なごみ処理体制の構築

新ごみ焼却施設の処理能力に合わせて、令和8年4月から、燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トン以下とすることで、生活環境や事業活動の維持を図ります。

さらに、ごみ処理に対する意識の変化が進み、排出抑制や再生利用が推進されることで、ごみ処理経費の抑制、ごみ処理施設の規模縮小、最終処分場の延命化を図り、将来世代の負担を軽減するとともに、持続可能なごみ処理体制を構築していきます。

(2) ゼロカーボンシティの実現と次世代への住みよい環境の継承

本市は、令和3(2021)年12月に2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言しました。排出抑制と再生利用の推進により、ごみの収集運搬・処理処分で発生する温室効果ガスの削減や、天然資源の輸入・使用の抑制など、環境負荷の低減が図られ、未来を担う次世代に住みよい環境を引き継いでいきます。

(3) ごみ処理手数料を活用したまちづくり

ごみ処理手数料を、分別資源化の拡充、減量活動の助成、環境教育、地域の環境美化、高齢者のごみ出し支援などに活用するなど、まちづくりにつなげていきます。

4 導入時期

令和8年4月からの導入を目指します。

5 ごみの排出方法

(1) 有料化にあたってのごみの基本的な考え方

有料化しないごみ・有料化するごみ、有料化から除外するごみの種類について、次表を基本的な考え方とします。

表6 有料化にあたってのごみの基本的な考え方

種類	品目	理由
有料化しないごみ	資源ごみ (かん・びん・プラスチック・古紙・古布)	有料化するごみからの資源物分別を進めることや、排出者の負担軽減のため。
有料化するごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ	ごみ総排出量の削減、処理費用の抑制、ごみ処理施設の規模縮小、最終処分場の延命化のため。
有料化から除外するごみ	おむつ ボランティア清掃ごみ (燃やせる・燃やせないごみ)	子育て支援や高齢者・障がいのある方への福祉対策のため。 町内会・団体・個人・企業などが公共的な施設等での清掃活動で排出することから、協働のまちづくりの推進や地域の環境美化のため。

(2) ごみの排出方法と手数料負担の方法

ごみの排出方法と手数料負担の方法について、次表を基本的な考え方とします。
「指定ごみ袋」等は、市内小売店等での販売を想定しています。

表7 ごみの排出方法と手数料負担方法の基本的な考え方

種類	品目	排出方法と手数料負担方法
有料化しないごみ	資源ごみ	(変更なし)
有料化するごみ	燃やせるごみ	それぞれ専用の「指定ごみ袋」に入れて、ごみステーションに排出。 袋に入らないものは「共通ごみ処理券」を貼って排出。
	燃やせないごみ	
	粗大ごみ	「粗大ごみ処理券」を貼って、自宅敷地内に排出。
	一時多量ごみなど直接搬入するごみ	事前に廃棄物対策課で検査した上で、排出者がごみ処理施設に直接搬入。手数料は市の窓口等で支払い。
有料化から除外するごみ	おむつ	透明又は半透明の袋に入れ「おむつ」と書いてごみステーションに排出。
	ボランティア清掃ごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみそれぞれ、市が窓口で配布する「ボランティア清掃ごみ指定袋」に入れて、ごみステーションに排出。

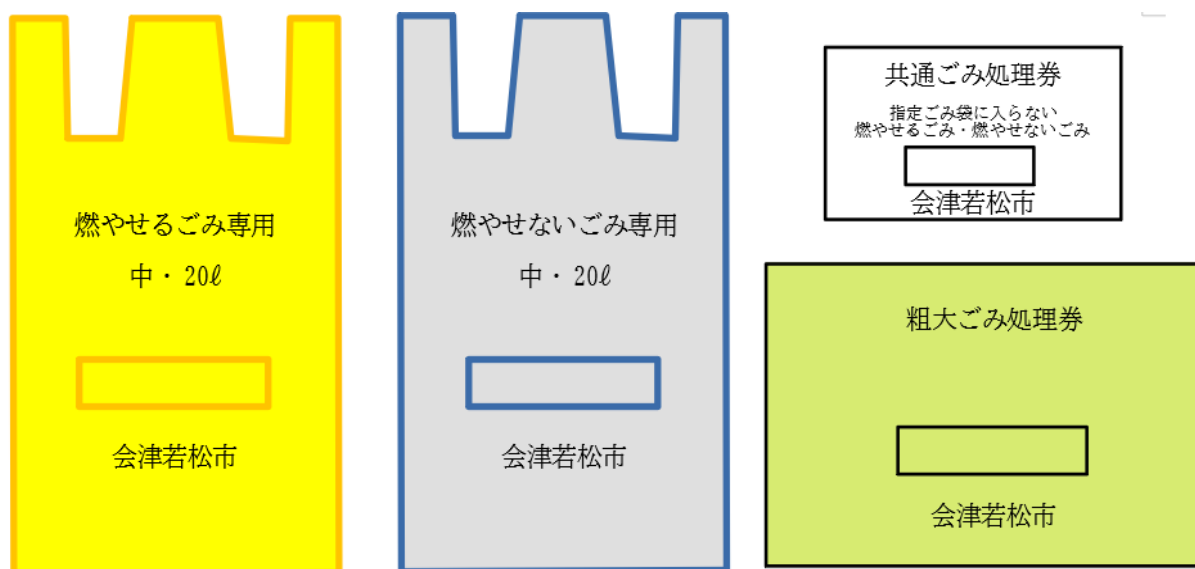


図5 指定ごみ袋・共通ごみ処理券・粗大ごみ処理券のイメージ

6 指定ごみ袋等への記名協力

市が行った全国のごみ処理有料化導入自治体への調査により、誰が排出したか分かる制度とすることで責任が明確となり、ごみの分別と減量が進むことが明らかになっています。

本市の収集方式である「ステーション収集方式」においては、「記名制」の採用により排出量削減が期待できることから、市民の皆様には「ごみ袋等への記名協力」を可能な限りお願いすることを考えています。

なお、市の行ったアンケート回答都市の約14%で採用されている自宅前にごみ出しを行う「戸別収集方式」は、高いごみ減量効果が期待できますが、衛生環境の悪化、雪による排出や収集への影響、各戸におけるごみ管理の負担などが懸念され、現時点での本市での導入は難しいものと考えます。

表8 収集方式とごみ排出量の状況（アンケート有効回答都市：354市）

収集方式	都市数	割合	1人1日あたりの ごみ排出量の平均 (導入5年目)
1 ステーション	272	76.8% (100.0%)	807g
(1)記名制あり	80	(29.4%)	733g
①義務付け	33	[12.1%]	724g
②協力呼びかけ	47	[17.3%]	743g
(2)記名制なし	166	(61.0%)	820g
(3)記入欄を設け住民に任せている	21	(7.7%)	930g
(4)特定品目だけ記入を求めている	5	(1.9%)	1,002g
2 戸別	49	13.9%	698g
3 複合型	29	8.2%	772g
4 路線	4	1.1%	865g
計	354	100.0%	784g

(出典) 本市調査 (2024年8月)

7 手数料水準と考え方

(1) 手数料

手数料について、「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月・環境省）」では、ごみ削減や再資源化を推進する効果を基本としながら、不法投棄や不適正排出を誘発しないことなどを考慮すると示されています。

① 燃やせるごみ

ごみ排出量やごみ処理経費に占める割合が最も大きく、排出を抑制しなければならないことから、ごみ処理有料化導入自治体のごみ減量効果や世帯負担の比較などから、1ℓあたり2円水準とする考えです。

② 燃やせないごみ

制度の分かりやすさから、燃やせるごみと同額とする考えです。

③ 共通ごみ処理券

袋に入らないごみに貼ることから、40ℓ袋より高い100円とする考えです。

④ 粗大ごみ

ごみ処理有料化導入済の類似団体※の粗大ごみ収集料金との比較や、分かりやすい金額を基本とするほか、民間サービスとの関係性や不法投棄の増加の懸念などから、1点あたり1,000円とする考えです。

※ 人口・産業構造が本市と類似している自治体

⑤ 直接搬入ごみ

環境省が用いる一般廃棄物の重量と体積の変換比率40ℓ=5kgから、10kgあたり160円とします。なお、少量の直接搬入に係る行政コスト削減等の視点から、50kg以下の持ち込みについては50kg相当額とする考えです。

表9 ごみ処理手数料の基本的な考え方

No.	種類	手数料		
①	燃やせるごみ指定袋	10ℓ	20ℓ	40ℓ
		20 円	40 円	80 円
②	燃やせないごみ指定袋	10ℓ	20ℓ	40ℓ
		20 円	40 円	80 円
③	共通ごみ処理券 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	100 円		
④	粗大ごみ処理券	1,000 円		
⑤	直接搬入ごみ (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	50kg 以下のもの	800 円	
		50kg 超過のもの	160 円/10kg	

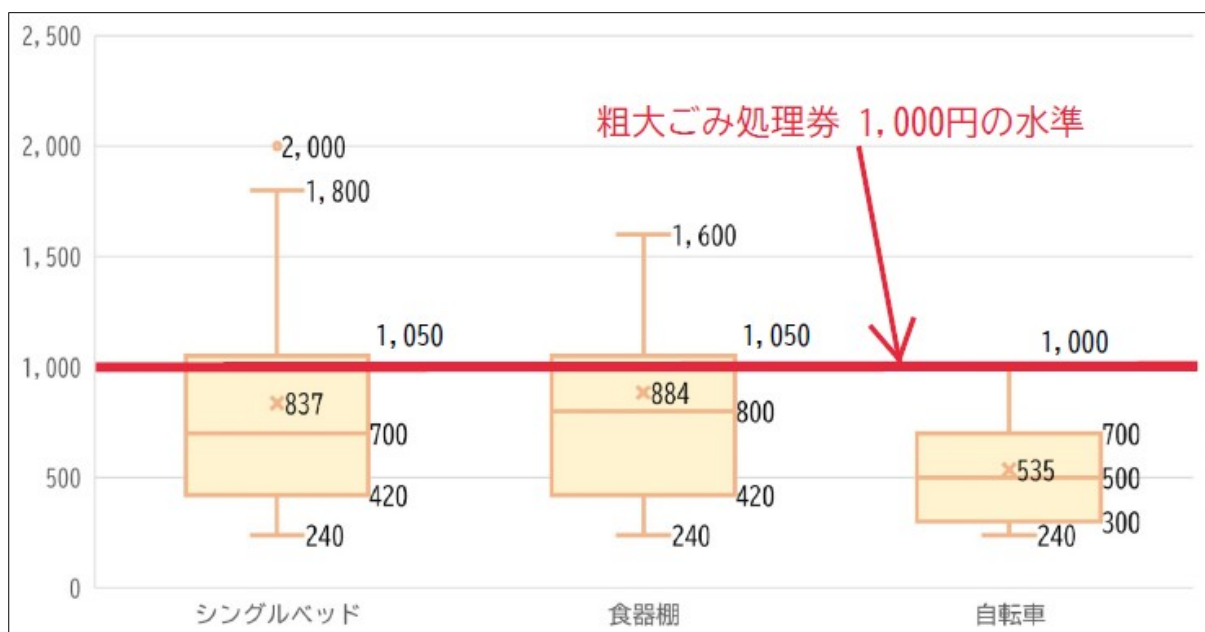


図6 有料化導入済類似団体の粗大ごみ処理手数料の水準

(出典) アンケート調査をもとに市作成 (2024年8月)

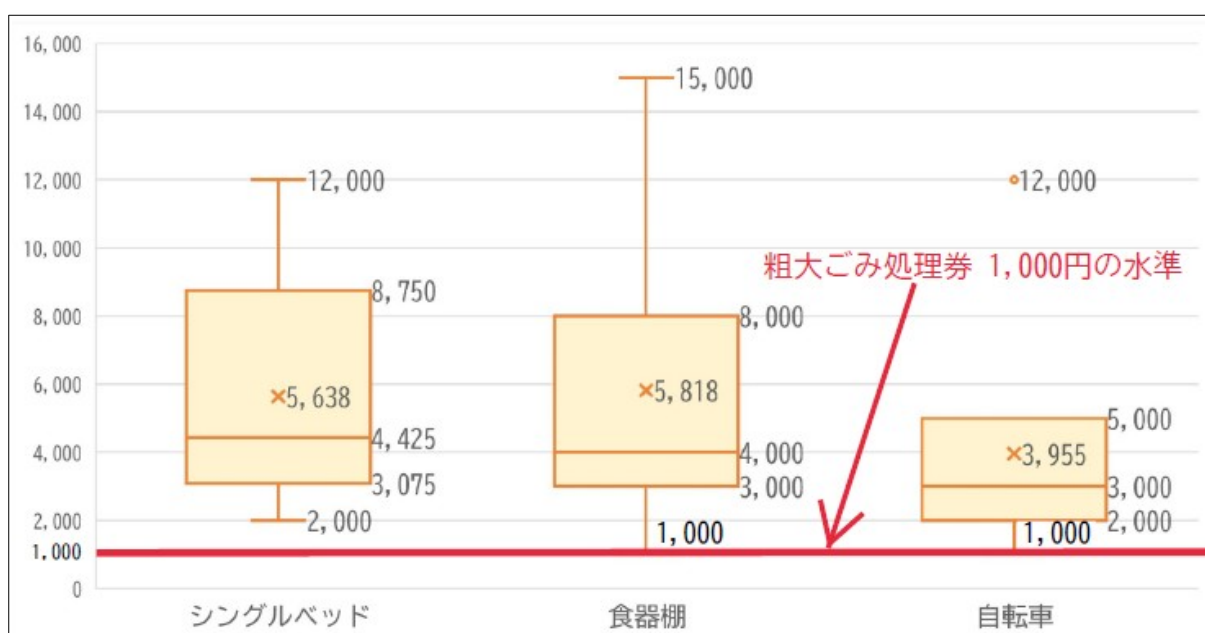


図7 生活系ごみ収集運搬許可業者（市内）の粗大ごみ処理手数料の水準

(出典) アンケート調査をもとに市作成 (2024年11月)

(2) 手数料水準とごみの減量効果

ごみ有料化導入自治体での有料化実施後の処分ごみ減量効果をみると、手数料が高いほどごみ減量効果が高い結果となっています。

減量効果の分布を見ると、1ℓあたり「0.2～0.6円」「0.7～0.9円」「1.0円」の水準では、本市の目標値である83.6%（-16.4%の達成の水準）の達成が確実とはいえない状況ですが、「1.1～1.7円」「1.8円以上」の水準では、高い確率で達成しています。なお、「1.8円/ℓ以上」の38市中、32市（84%）が「2.0円/ℓ」の手数料を採用しています。（図8参照）

また、東京都多摩地域の有料化実施済都市における、ごみ有料化導入時期と翌年度の家庭系可燃ごみ減量効果をみると、資源化の取組が年々拡大されてきた背景もあり、ごみ有料化導入時期が遅い自治体ほど、ごみ減量効果が低いことや、ごみ減量効果を維持するために手数料水準を2円としていることがうかがえます。（表10参照）

このため、本市の燃やせるごみ削減目標16.4%の減少の達成には、1ℓあたり2円の手数料水準が必要と考えます。

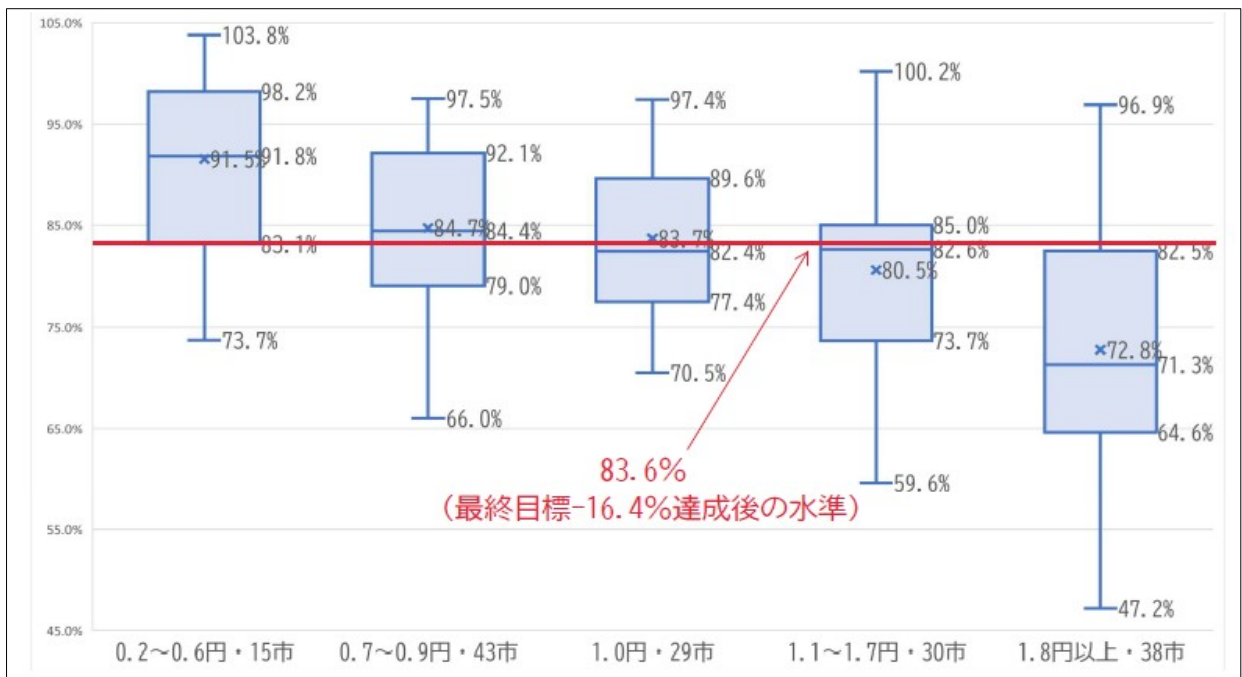


図8 処分ごみ減量効果の分布状況（1年後）

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「有料化実施後の処分ごみ減量効果」のデータを基に作成

※ 処分ごみ = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ

表 10 家庭ごみ処理有料化導入時期と家庭系可燃ごみ減量効果（東京都多摩地域）

西暦	1998～2002		2004～2005		2007～2014		2015～	
暦年	H10～H14		H16～H17		H19～H26		H27～	
自治体数	7		8		7		2	
自治体名・ 可燃ごみ手数料 (円/ℓ)	青梅市	1.5	八王子市	1.9	西東京市	1.5	東久留米市	2.0
	日野市	2.0	武蔵野市	2.0	多摩市	1.5	国立市	2.0
	清瀬市	2.0	稲城市	2.0	三鷹市	1.9		
	東村山市	1.8	調布市	1.9	府中市	2.0		
	羽村市	1.5	あきる野市	1.5	立川市	2.0		
	昭島市	1.5	町田市	2.0	国分寺市	2.0		
	福生市	1.5	狛江市	2.0	東大和市	2.0		
			小金井市	2.0				
平均値 (円/ℓ)	1.69		1.91		1.84		2.00	
翌年度家庭系可 燃ごみ減量効果	-21.3%		-17.3%		-16.5%		-14.0%	

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「有料化時期と家庭系可燃ごみの翌年度減量効果」及び「全国都市家庭ごみ有料化実施状況（2024年6月現在）」を基に作成

※ 東京都多摩地域 24 市。新型コロナウイルス感染症拡大の影響前

(3) ごみ処理原価（単価）に占める受益者負担率

次表は、現在想定しているごみ処理手数料について、令和4年度ごみ処理原価（単価）に占める受益者負担率を計算しました。

表 11 令和4年度ごみ処理原価に基づく受益者負担率

品目	排出方法	ごみ処理原価 (単価)	ごみ処理 手数料	受益者 負担率
燃やせるごみ	指定ごみ袋	2.19 円/ℓ	2 円/ℓ	91%
燃やせないごみ		9.1 円/ℓ	2 円/ℓ	22%
粗大ごみ	戸別収集	4,923 円/点	1,000 円/点	20%

※ 環境省が用いる一般廃棄物の重量と体積の変換比率 40ℓ＝5kgを使用

(4) 世帯負担額

次の2つの表は、家庭ごみ処理有料化後の標準世帯負担額（一世帯2.3人）を、手数料水準の方針としている1ℓあたり2円で試算したもので、ごみ減量を図ることで手数料負担を軽減することができます。

有料化先行自治体の月当たりの負担額と比較して、過度な負担とならない料金水準としていきます。

表12 家庭ごみ処理有料化後の標準世帯負担額の推計

排出量の想定	標準世帯 (2.3人)の 年間排出量		20ℓ袋の 年間必要枚数		20ℓ袋 単価	年間 負担額	月当たり 負担額
令和5年度の排出 実績から減らない 場合	可燃	472kg	157 枚	169 枚	40 円	6,760 円	563 円
	不燃	36kg	12 枚				
令和5年度の排出 実績からごみ減量 目標の16.4%減を 達成した場合	可燃	394kg	131 枚	141 枚		5,640 円	470 円
	不燃	30kg	10 枚				

※ 指定袋の必要枚数は、表13の他都市と比較するために、B市の例から20ℓ=3kg換算とした

※ 令和5年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、可燃ごみ562g、不燃ごみ43gとした（なお、本市独自の統計のため、国の一般廃棄物処理実態調査とは異なることに留意）

表13 家庭ごみ処理有料化導入自治体との標準世帯負担額比較

自治体	有料化 導入年度	手数料水準	標準世帯の 月あたり負担増額	令和4年度一般廃棄物 処理実態調査結果 (生活系ごみ)
A市	2000	可燃・不燃2円/ℓ	500円	552g
B市	2017	可燃・不燃2円/ℓ プラ容器1円/ℓ	520円	600g
会津若松市	—	可燃・不燃2円/ℓ	減量なし 563円 減量あり 470円	784g

（出典）各都市の有料化実施方針など公表資料と本市調査（2024年8月）から作成

※ 生活系ごみ=家庭系ごみ（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源ごみ）+集団回収資源物

8 手数料の減免

家庭ごみ処理有料化により、新たな経済的負担が生じることから、経済困窮対策として「生活保護受給世帯」に対して、子育て支援として「児童扶養手当受給世帯」に対して、燃やせるごみの手数料の一部について減免することを基本的な考え方とします。

また、天災又は火災による災害を受けた方が排出する災害ごみに係るごみ処理手数料について全額免除することを基本的な考え方とします。

9 手数料の使途

ごみ処理手数料は、本市の目指す将来像の実現に向け、以下の施策に活用することを考えています。

表 14 手数料の使途

施策	施策の例
(1) 資源循環型社会の形成	① 排出抑制の推進（リデュース） ② 再利用の推進（リユース） ③ 再資源化の推進（リサイクル） ④ 素材代替の推進（リニューアブル） ⑤ 住民意識の改革
(2) 衛生的な生活環境の保全	① 不法投棄や不適正排出の防止 ② ごみ・資源物ステーションの機能充実 ③ 高齢者・障がいのある方などへのごみ出し支援
(3) 地球温暖化対策	① 省エネの推進 ② 電化の推進 ③ 再生可能エネルギーの地産地消の推進
(4) その他	① 制度運営経費 ② ごみ処理施設の整備・償還

10 制度の開始に向けて検討する事項

(1) 制度開始に向けた周知啓発

制度内容の十分な周知を図るため、地域での説明会の開催、市政だよりや印刷物等を活用した広報など、丁寧な説明を行ってまいります。

(2) 「古着」から「古布」への資源化品目の拡大

有料化導入と同時に、「古着」の拠点回収について、対象品目をタオルやシーツ、傷んだ衣服等を含めた「古布」へと拡大し、回収場所を資源物ステーションとすることで、市民の皆様のごみ処理手数料の負担軽減を図ってまいります。

(3) 不法投棄や不適正排出等への対策

不法投棄やごみステーションへの不適正排出などを防止するため、町内会や市民、事業者の皆さまと連携した対策を図ってまいります。

(4) 制度の検証

ごみ有料化制度導入の効果、ごみ処理手数料の収支と使途、不法投棄等の状況などの情報を定期的に公表することや、市の計画に位置付けること、必要な見直しを行うことなど、制度の検証のあり方を検討します。

V. スケジュール

年度	月	内容		
令和6年度	12月	12/21～1/20 「家庭ごみ処理有料化 に向けた基本的考え方」 パブリックコメント		12月下旬 第3回廃棄物処理運営審議会（諮問）
	1月			1月中旬 タウンミーティング
				1月下旬 第4回廃棄物処理運営審議会（審議）
	2月	2月上旬 廃棄物処理運営審議会からの答申		
		2月中旬 「家庭ごみ処理有料化実施方針」の策定		
3月	2月下旬から3月中旬 条例改正案及び予算案の提案・審議			
令和7年度	4月	家庭ごみ処理 有料化導入に 向けた準備	市民・事業者 への制度の 周知啓発	不法投棄・ 不適正排出 への対策
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月	指定ごみ袋等の小売店での販売開始		
	3月	「古布」資源物回収容器の配布		
令和8年度	4月	家庭ごみ処理有料化の導入		
		資源物ステーションからの「古布」回収		